エイトライナー促進協議会
第３２回　総会　議案

令和７年７月２５日（金）
板橋区役所　本庁舎

資 料 一 覧

ページ

１．エイトライナー促進協議会第３２回総会　次第　１

２．議　　事

議案第１号　令和６年度　活動実績報告　２

議案第２号　令和６年度　歳入・歳出決算報告　３～４

議案第３号　令和７年度　事業計画　５

議案第４号　令和７年度　歳入・歳出予算　６

３．参考資料

エイトライナー促進協議会設置要綱　７～９

エイトライナー促進協議会会員名簿　１０

エイトライナー促進協議会

第 ３ ２ 回 総 会 次 第

進行：板橋区都市整備部長

１．開　　会

２．挨　　拶

エイトライナー促進協議会会長　　世田谷区長　　保 坂　展 人

３．役員紹介

４．議　　事

（１）議案第１号　令和６年度 活動実績報告

（２）議案第２号　令和６年度 歳入・歳出決算報告

（３）議案第３号　令和７年度 事業計画

（４）議案第４号　令和７年度 歳入・歳出予算

５．活動報告

「令和６年度活動報告及び今後の進め方」

板橋区都市整備部都市計画課長

６．講演会

テーマ：「持続可能な都市公共交通とまちづくりの展望」

講　師：早稲田大学理工学術院　教授　森本　章倫　氏

７．閉　　会

【議案第１号】

令 和 ６ 年 度　活 動 実 績 報 告

１．エイトライナー促進協議会第３１回理事会・総会の開催

開催日等　　令和６年７月３０日（木）玉川区民会館

内　　容　　（１）令和５年度　活動実績の承認

（２）令和５年度　歳入・歳出決算の承認

（３）令和６年度　事業計画の決定

（４）令和６年度　歳入・歳出予算の決定

２．実現に向けた調査研究

平成２８年に交通政策審議会答申第１９８号において示された課題解決に向け、エイトライナー促進協議会、東京都及びメトロセブン促進協議会で構成する都区連絡会において、需要予測の事前調査を実施した。また、次期答申までに必要な調査内容や係る費用の明確化を目指し、必要に応じた分担金の精査に取り組んだ。

【議案第２号】

令和６年度　歳入・歳出決算報告

令和６年度エイトライナー促進協議会　歳入・歳出決算報告書

エイトライナー促進協議会
会長　　保坂　展人

（単位：円）

《歳入》

科　目	予算額	決算額	増　減	摘　要
①分担金	1,800,000	1,800,000	0	1区30万円
②諸収入	0	1,152	1,152	預金利息
③繰越金	1,042,675	1,042,675	0	
合　計	2,842,675	2,843,827	1,152	

《歳出》

科　目		予算額	決算額	増　減	摘　要
事業費		800,000	280,073	△ 519,927	
内訳	①総　会	200,000	98,073	△ 101,927	
	②研修会	100,000	50,000	△ 50,000	
	③啓発活動	500,000	132,000	△ 368,000	ホームページ保守管理
	④研究活動	0	0	0	調査委託料
⑤事務費		50,000	2,480	△ 47,520	振込手数料
⑥予備費		1,992,675	0	△ 1,992,675	
合　計		2,842,675	282,553	△ 2,560,122	

《歳入・歳出決算》

歳入決算額	2,843,827
歳出決算額	282,553
繰越金	2,561,274

会　計　監　査　報　告

監査の対象　：　令和６年度エイトライナー促進協議会歳入・歳出決算

１．　令和６年４月１日から令和７年３月３１日に至るエイトライナー促進協議会の収支についての会計監査を、令和７年 6 月 13 日に実施いたしました。

２．　本協議会の収支については、関係書類の閲覧及び照会、責任者に対する質問による監査の結果、公正妥当なものと認めました。

令和７年 6 月 13 日

エイトライナー促進協議会会計監事
板橋区長　坂本　健

エイトライナー促進協議会会計監事
北区議会議長　青木博子

【議案第３号】

令和７年度 事業計画

１．理事会・総会の開催

開催日　　令和７年７月２５日（金）

会　場　　板橋区役所　本庁舎

（板橋区板橋２－６６－１）

理事会：第２委員会室

総　会：第１委員会室

２．区部周辺部環状公共交通の実現に向けた今後の対応について

平成２８年に交通政策審議会答申第１９８号において示された課題解決に向け、エイトライナー促進協議会、東京都及びメトロセブン促進協議会で構成する都区連絡会において、近年の社会情勢を考慮した中量軌道等の需要予測調査及び費用便益分析を実施する。

【議案第４号】

令和７年度　歳入・歳出予算

１．内訳

（単位：円）

《歳入》

科　目	令和７年度予算	令和６年度予算	増　減	摘　要
分担金	8,400,000	1,800,000	6,600,000	
諸収入	0	0	0	預金利息
繰越金	2,561,274	1,042,675	1,518,599	
合　計	10,961,274	2,842,675	8,118,599	

《歳出》

科　目		令和７年度予算	令和６年度予算	増　減	摘　要
事業費		8,350,000	800,000	7,550,000	
内訳	総　会	100,000	200,000	△ 100,000	
	研修会	50,000	100,000	△ 50,000	
	啓発活動	200,000	500,000	△ 300,000	ホームページ保守管理委託（令和７年４月１日契約）
	研究活動	8,000,000	0	8,000,000	調査委託等
事務費		50,000	50,000	0	図書購入、雑費等
予備費		2,561,274	1,992,675	568,599	
合　計		10,961,274	2,842,675	8,118,599	

２．分担金金額

１区　１４０万円

３．納入期限

令和７年８月１５日（金）

「エイトライナー促進協議会」設置要綱

（総則）

第１条 環状８号線沿線の大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区及び北区（以下「６区」という。）を結ぶ環状方向の新しい公共交通（以下「エイトライナー」という。）を整備し、交通の利便性を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的として、「エイトライナー促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第２条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）国、東京都及び関係機関への請願及び陳情

（２）エイトライナーの整備促進のために必要な事業

（構成）

第３条 協議会は、総会と理事会で構成し、協議会の事務を運営する幹事会を置く。

（総会等）

第４条 総会は、６区の区長、副区長、区議会正副議長及び当該委員会正副委員長をもって構成する。

２ 総会は、次の事項を議決する。

（１）事業計画

（２）収支予算決算

（３）要綱の改正

（４）その他、重要な事項

３ 会長が必要と認めた場合は、理事会から付議されていない事項を議決することができる。

４ 会長が必要と認めた場合は、第２項に規定する総会の議決事項を、第５条に定める理事会における議決事項とし、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

（理事会等）

第５条 理事会は、６区の区長及び区議会議長をもって構成する。

２ 理事会は、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決を要する事項で早急な施行が必要であり、会長において総会を招集するいとまがないと認めた事項

（３）その他、会長が必要と認めた事項

３ 会長が必要と認めた場合は、前項に規定する理事会の議決事項を、第 14 条に定める幹事会における議決事項とし、幹事会の議決をもって理事会の議決とみなすことができる。

４ 会長が必要と認めた場合は、第６条第１項の規定に関わらず、理事会は書面による決議ができるものとする。

（会議）

第６条 総会及び理事会（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２ 会議は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

３ 会議の議長は、会長をもって充てる。

４ 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するとこ

ろによる。
（役員）
第７条 協議会に役員として理事１２名を置き、次の者を選任する。
（１）会長 １名
（２）副会長 ３名
（３）会計監事 ２名
（会長）
第８条 会長は、理事の互選とする。
２ 会長は会務を統括し、協議会を代表する。
（副会長）
第９条 副会長は、理事の互選とする。
２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が会長の職務を代理する。
（会計監事）
第１０条 会計監事は、理事の互選とする。
２ 会計監事は、協議会の経理を監査する。
（役員の任期）
第１１条 役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
２ 役員に欠員を生じたときは速やかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
３ 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。ただし、前任者が理事でなくなった場合はこの限りではない。
（顧問）
第１２条 協議会に、顧問を置くことができる。
２ 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。
（職員）
第１３条 協議会に次の各区の職員を置き、会長が委嘱する。
（１）常任幹事は、部長級の職員を充てる。
（２）幹事は、課長級の職員を充てる。
（３）書記は、担当者を充てる。
２ 常任幹事及び幹事は、会長及び理事の指示により事務を執行する。
３ 書記は、幹事の指示により事務に従事する。
（幹事会）
第１４条 協議会に前条第１項第１号の常任幹事および第２号の幹事をもって構成する幹事会を置く。
２ 幹事会は、第５条第２項に規定する、理事会で議決すべき事項について提案することができる。
３ 幹事会は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。
４ 幹事会の議長は、第８条第１項の規定する会長の属する区の常任幹事を充てる。
５ 幹事会は、第５条第３項の規定による議決をするときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
6 幹事会は、前項の規定により議決をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。
（会計）
第１５条 協議会の経費は、６区の分担金及びその他の収入をもって充てる。
２ 分担金の額及び納入の期限は、理事会において決定する。
３ 会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（雑則）
第１６条 協議会の事務局は、会長の属する区役所内に置く。
第１７条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。
附則
この要綱は、平成６年５月２６日から施行する。
附則
この要綱は、平成１９年７月２６日から施行する。
附則
この要綱は、平成３０年７月２５日から施行する。

エイトライナー促進協議会会員名簿

（令和７年７月２５日現在）

［会　　長］

世田谷区長	保坂展人

［副 会 長］

大田区長	鈴木晶雅
杉並区議会議長	木梨もりよし
練馬区議会議長	上野ひろみ

［会計監事］

板橋区長	坂本健
北区議会議長	青木博子

［理　　事］

大田区議会議長	鈴木隆之
世田谷区議会議長	石川なおみ
杉並区長	岸本聡子
練馬区長	前川燿男
板橋区議会議長	田中しゅんすけ
北区長	山田加奈子

［大田区］

副区長	川野正博
副区長	玉川一二
区議会副議長	松本洋之
交通政策調査特別委員会委員長	小峰よしえ
交通政策調査特別委員会副委員長	津田智紀

［世田谷区］

副区長	清水優子
区議会副議長	羽田圭二
世田谷区議会都市整備常任委員会委員長	畠山晋一
世田谷区議会都市整備常任委員会副委員長	たかじょう訓子

［杉並区］

副区長	渡辺幸一
区議会副議長	川原口宏之
道路交通対策特別委員会委員長	松本浩一
道路交通対策特別委員会副委員長	矢口やすゆき

［練馬区］

副区長	宮下泰昌
区議会副議長	鈴木たかし
都市整備委員会委員長	藤井たかし
都市整備委員会副委員長	山田かずよし

［板橋区］

副区長	尾科善彦
区議会副議長	田中いさお
都市建設委員会委員長	おなだか勝
都市建設委員会副委員長	木田おりべ

［北区］

副区長	小林孝
区議会副議長	石川さえだ
建設委員会委員長	宮島修
建設委員会副委員長	本田正則